

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第五十六条 第三十六条の三十五第二号の規定の適用については、当分の間、同号口中「をいう。」とあるのは「をいう。以下この口において同じ。」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者その他の教育及び保育に関する知識、経験等を有する者として市町村長が認めるもの」と、「半数」とあるのは「三分の一」とする。</p> <p>② （略）</p>	<p>附則</p> <p>第五十六条 （新設）</p> <p>（略）</p>